

小中学校の通学路に面する 危険ブロック塀等の除却費用を 助成します



～五島市危険ブロック塀等除却支援事業のご案内～

五島市では、地震などの自災害や老朽化に伴う倒壊等による被害の軽減を図るため、小中学校の通学路に面するひび割れ、傾き等がある危険なブロック塀等の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。

○補助対象事業

補強コンクリートブロック造及び組積造の塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱で、次のいずれかに該当するもの

- ①小中学校の通学路※に面して設けられ、かつ、高さが1mを越えるブロック塀等で、ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、危険な状態にあるもの
- ②上記①に掲げるもののほか、通学路に面して設けられているブロック塀等で、倒壊等の危険性により除却が必要と認められるもの

※小中学校の通学路：事前相談をいただいた後、教育委員会へ確認を行い、判定します。

○補助対象者

次のいずれかに該当する方

- ①補助対象ブロック塀等の存する土地又は建物の登記事項証明書に所有者として登録されている者
- ②補助対象ブロック塀等の存する土地又は建物の固定資産税納税通知書・課税明細書又は名寄帳兼課税台帳に納税義務者又は代納者として記載されている者
- ③上記①又は②に規定する者の相続人
- ④上記①、②、③に規定する者から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を受けた者

○補助金額（一般：上限5万円、非課税世帯：上限20万円）

除却するブロック塀等の除却に要する費用(解体・運搬・処分等)の3分の2(上限50,000円)
ただし、通学路に面し補助対象者が非課税世帯の場合は、除却に要する費用(解体・運搬・処分等)全額(上限200,000円)

なお、除却に要する費用は、撤去するブロック塀等の面積1平方メートル当たり10,000円を超えない額とする。

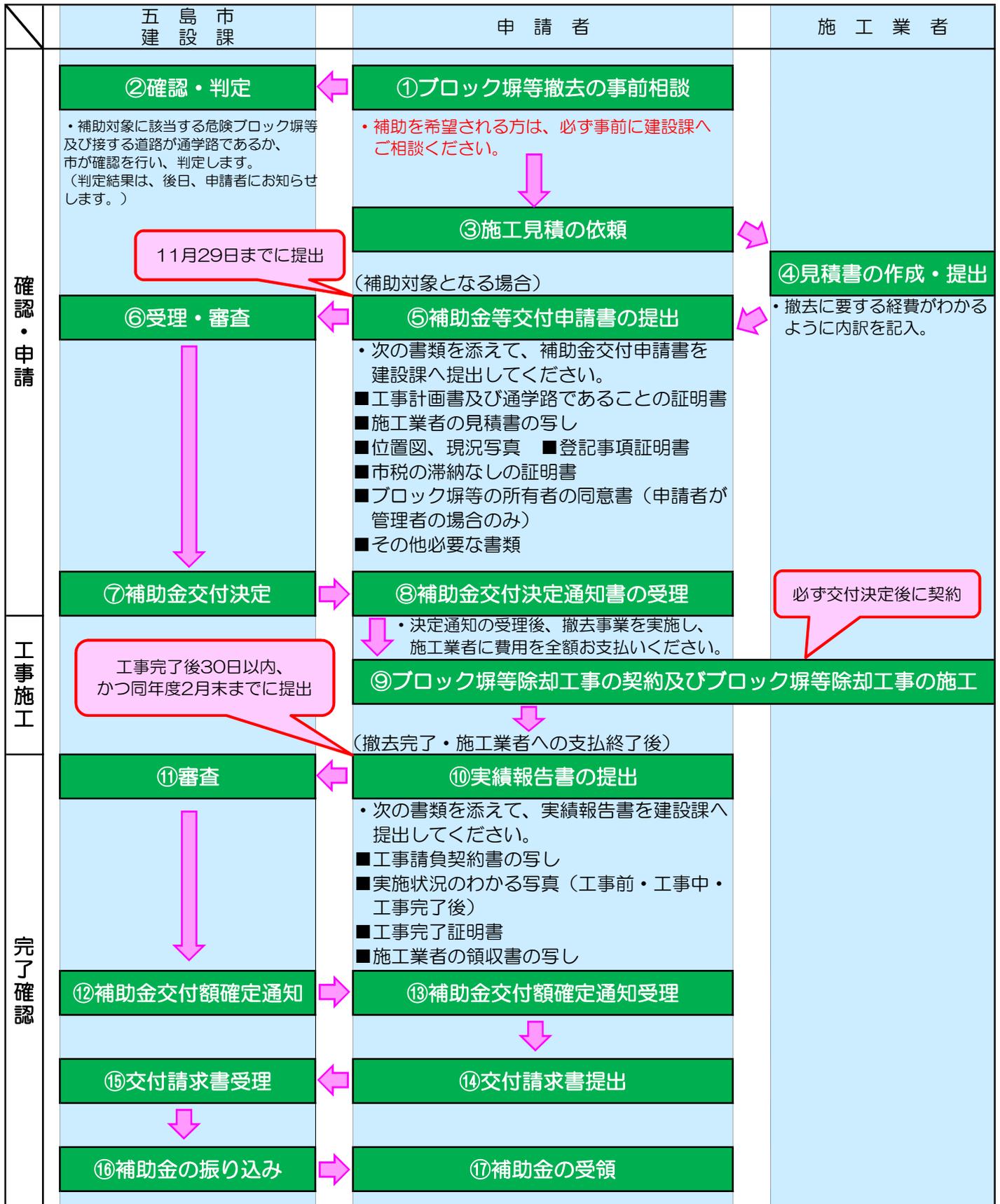
○その他

- ・受付期間 令和6年4月1日～令和6年11月29日
- ・注意事項①申請者において、市税の未納がある場合は補助金の交付が制限されます。
 - ②補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。
 - ③令和7年2月末までに事業を完了すること。

補助金申請手続きの流れ  裏面へ

○補助金申請手続きの流れ

補助金の交付決定前にブロック塀等撤去事業着手した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。



お問い合わせ・ご相談は


 五島市役所 建設管理部 建設課 建築都市計画班
 〒853-8501 五島市福江町1番1号 TEL: 0959-72-6118
 mail: kensetsu@city.goto.lg.jp